

第21回 ～商業・サービス業・農林水産業活性化税制について～

みなさん、こんにちは。今月は平成25年度税制改正にて創設された商業・サービス業・農林水産業活性化税制についてお伝えいたします。

商業・サービス業・農林水産業の個人事業者や中小法人が、経営改善の為の設備投資を行う場合に、初年度の減価償却費を増やす（30%特別償却）か、税額の控除（7%）を受けることができるという制度です。

この制度を利用するには、以下の要件がありますのでご確認ください。

対象者	商業・サービス業・農林水産業を営み青色申告書を提出する個人・中小法人 中小法人：資本金1億円以下、従業員1,000人以下
対象設備	器具備品：1台30万円以上(例：陳列ケース・レジ・看板等) 建物付属設備：1つ60万円以上(例：自動ドア・間仕切等) ※中古は対象外
適用要件 (全て満たす 必要あり)	① 経営革新等支援機関からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること ② 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、当該制度の適用を受けようとする設備が記載されていること ③ 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得して、商業・サービス業の事業の用に供すること
適用時期	平成25年4月1日～平成27年3月31日まで
制度の内容	取得価額の30%特別償却、又は、取得価額の7%の税額控除を選択適用 ※税額控除は個人又は資本金3,000万円以下の法人のみが選択可能 ※税額控除される額は、取得価額の7%又は税額の20%のいずれか低い額

※商業・サービス業には、以下のような事業が含まれます

卸売業、小売業、倉庫業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、広告業、飲食店業、理容・美容業、
社会福祉・介護事業等（医業・病院は商業・サービス業には含まれません）

制度の適用を受けるには、認定経営革新等支援機関からアドバイスを受けて取得した設備でなければなりません。つまり、アドバイスを受ける前の設備投資は制度の対象とならないので、ご注意ください。

弊社は、6月に認定経営革新等支援機関に認定されましたので、設備投資を考えられている方は、ぜひ一度弊社までお気軽にご相談ください。

（文責 丸山 博子）